

告示

埼玉県告示第五百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

令和三年四月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 谷澤 正行	令和三年四月 一日から 令和四年三月 三十一日 まで
埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所		
埼玉県立そうか光生園 障害者歯科診療所		
埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備		